ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表 令和５年９月８日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長　嘉数　剛 賃金室長　小池　雅弘 電話：098－868－3421

令和５年度沖縄県最低賃金は
『 時間額 ８９６ 円 』
― 令和５年 10 月８日（日）より発効 ―

沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正は、本年７月３日、沖縄労働局長から沖縄地方最低賃金審議会に諮問を行い、同審議会は、８月14日、現行の最低賃金の時間額853円を43円引き上げ（引上率5.0%）、896円に改正することが適当との答申を行いました。これを受けて沖縄労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、８月30日に今年度の沖縄県最低賃金の改正を決定しました。本日、官報公示を行い、改正額は令和５年10月８日(日)から発効します。

1　最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第４条違反として罰則が適用されます。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）

2　今年度の最低賃金額の改正に当たり、県内各市町村や事業者、労働者団体などの協力を得て、周知を図るほか、労働局幹部などによる街頭キャンペーン等を行う予定です。

3　中小企業を支援する事業として、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」（ 別添１。電話0120－420－780 ）、賃金引き上げに関する厚生労働省Webページ「賃金引き上げ特設ページ」(別添２)、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度である業務改善助成金(別添３(拡充版リーフ)、別添４(案内リーフ) 等により、県内の中小企業･小規模事業者の皆様を支援してまいります。

なかでも、今般、沖縄労働局では、沖縄県や内閣府沖縄総合事務局、沖縄振興開発金融公庫と連携し、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ等の環境整備のための支援パッケージ「沖縄県版支援パッケージ」(別添５)を作成しました。

今後、労使団体や各種関係機関、学校関係など広く最低賃金改定額の周知を行うとともに、この支援策の周知に取り組んでまいります。

写

沖地最審第５号
令和５年８月14日

沖縄労働局長
西川　昌登　殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長　島袋　秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和５年７月３日付け沖労発基0703第１号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成20年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙２のとおり令和３年10月８日発効の沖縄県最低賃金（時間額820円）は令和３年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業環境を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

（別紙１）

沖縄県最低賃金

１　適用する地域

沖縄県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間８９６円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

（別紙２）

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

（１）件　　名　　沖縄県最低賃金
（２）最低賃金額　　時間額　820 円
（３）発　効　日　　令和３年 10 月８日

２　生活保護水準

（１）比較対象者
　　18～19 歳・単身世帯者
（２）対象年度
　　令和３年度
（３）生活保護水準（令和３年度）
　　生活扶助基準(第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,676 円）。

３　生活保護に係る施策との整合性について

　上記１の（２）に掲げる金額の１箇月換算額（註）と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）１箇月換算額
　820 円（沖縄県最低賃金）×173.8（１箇月平均法定労働時間数）×0.816（可処分所得の総所得に対する比率（※））＝116,293 円

（※）令和５年７月 12 日、中央最低賃金審議会の「令和５年度第２回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

（１）中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた５つの取組」（令和４年２月、中小企業庁）に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

（２）生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

（３）ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の 43 円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

中小企業・小規模事業の事業主を
専門家が無料でサポート！

社会保険労務士等の専門家がお悩み解決のお手伝いをします！

＼働き方改革から／
働きがい改革へ

オンライン対応可

あなたの会社の「働き方改革お悩み診断」

- ☐ 正社員と非正規社員との間に格差があるがその理由を説明することができない
- ☐ 人材不足による長時間労働を削減するにはどういたらいいか
- ☐ 従業員の有給休暇の取得がなかなか進まない
- ☐ 就業規則を見直したいが、どのようにすればいいのかわからない
- ☐ どのような助成金があるのか具体的に知りたい
- ☐ パパ育休や育休取得者がいる職場のマネジメントを相談したい
- ☐ ハラスメント対応のために何をすればいいのか？
- ☐ 36協定の書き方がわからない

Check!

ご利用いただけるサービス

センター相談

支援センターに社労士等の専門家が常駐し、電話・来所・メール相談に応じます。

セミナー

各種団体の総会や研修会にて無料で講師を派遣し、働き方改革に関する講演を行います。

出張相談会

県内の商工団体等にて、出張相談窓口を開設します。

※ホームページに出張相談窓口の開設日程を掲載しています。

企業訪問支援

希望される企業へ社労士等の専門家が訪問し、支援を行います。※複数回訪問可能

お問合せ・ご相談は、電話・メール・来所等のいずれでも可能です。

沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区（那覇オーパ3階）

フリーダイヤル **0120-420-780**

FAX ：098-869-2014
メール：soudan@srokinawa.com
時 間：9:00-17:00（土・日・祝日を除く）

おきなわワークイノベーション

厚生労働省 沖縄労働局

企業訪問支援・来所相談申込

事業所名		業種	
住所		担当者ご芳名	
部署		役職	
電話番号		FAX番号	
E-mail：			
申込内容	□①企業訪問支援　□②来所相談		
希望日時	第１希望日　令和　年　月　日（　）　時 第２希望日　令和　年　月　日（　）　時 第３希望日　令和　年　月　日（　）　時		
相談内容	□長時間労働の削減　□労働時間の管理　□労働者の定着　□有給休暇 □就業規則　□賃金制度の見直し　□労働関係助成金　□36協定 □非正規労働者の処遇改善　□その他労務相談 □相談の具体的内容・その他 ［　　］		

FAX：098-869-2014

お申込みお問合せは、FAX番号または下記のメールアドレス宛に送信ください。

沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋Ａ街区（那覇オーパ3階）

時間：9:00-17:00（土・日・祝日を除く）

メール：soudan@srokinawa.com

別添 2

賃金引き上げ特設ページを開設！

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1
賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2
地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3
賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額)(千円)	所定内給与額時給(円)	年間賞与等特別給(千円)
合　計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職　種	平均年齢	所定内給与額(月額)(千円)	所定内給与額時給(円)	年間賞与等特別給(千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり所定内給与額(円)	A県	1時間当たり所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶
https://www.saiteichingin.info/chingin/

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和４年４月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27％程度、初任給を30％引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール
- 本社所在地：東京都台東区駒形
- 従業員数：833名（2022年4月現在）

CASE2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和４年４月に3.5％程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を２名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール
- 本社所在地：長野県岡谷市
- 従業員数：34名（2022年12月現在）

主な支援策の紹介

1. 業務改善助成金
2. キャリアアップ助成金
3. 働き方改革推進支援センター

その他にも様々な支援策をご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みはこちら

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

別添3

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金引き上げの計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 計画の承認と実施 → **設備投資等の費用の一部を助成**

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

今まで

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の地域において

事業場内最低賃金が**955円**（差額35円）の工場 → **対象外**

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が**955円**の工場 → **対象に！**

差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

今まで

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
- **賃金引き上げ計画**
- **事業実施計画（設備投資等の計画）**

事業実施計画　賃上げ計画　を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

＜対象＞
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です
- **賃金引き上げ結果**
- **事業実施計画（設備投資等の計画）**

事業実施計画　賃上げ結果

③ 助成率区分の見直し

今まで

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上**950円**未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出 → **審査・交付決定** → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → **審査** → **支給**

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 右記以外の事業者	助成上限額 事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

沖縄振興開発金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、沖縄振興開発金融公庫の最寄りの店舗にお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫
店舗情報

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

（R5.8）

令和5年8月31日に拡充されました！
（改正部分はピンク色の文字の部分です）

令和５年８月31日改正版

別添4

令和５年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和６年１月31日
（事業完了期限：令和６年２月28日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） ▶ （計画の承認と事業の実施後）**業務改善助成金を支給（最大600万円）**

対象事業者・申請の単位など

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

【申請時に必要なもの】
申請書や見積書に加え、
・賃金引上げ計画書
・事業実施計画書
が必要です。

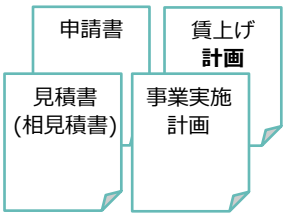

事業場規模50人未満であればこちらも適用

一定の期間※に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、**賃金引上げ計画は不要**です。（事業実施計画は必要です。）

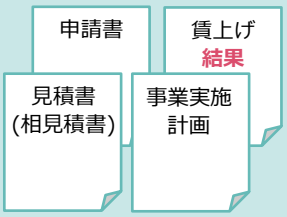

※令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**（詳しくは中面へ。）

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が863円
　→助成率9/10
○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
　→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円（＝600万円×9/10）（設備投資費用×助成率） ＞ **450万円**（＝助成上限額）（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 右記以外の事業者	助成上限額 事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	**60万円**
		2～3人	50万円	**90万円**
		4～6人	70万円	**100万円**
		7人以上	100万円	**120万円**
		10人以上※	120万円	**130万円**
45円コース	45円以上	1人	45万円	**80万円**
		2～3人	70万円	**110万円**
		4～6人	100万円	**140万円**
		7人以上	150万円	**160万円**
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	**110万円**
		2～3人	90万円	**160万円**
		4～6人	150万円	**190万円**
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	**170万円**
		2～3人	150万円	**240万円**
		4～6人	270万円	**290万円**
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

（　）内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が前年同月に比べ３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者
▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者

が「引き上げる労働者」に算入されます。
（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

Ａ：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
Ｂ：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**
Ｃ：Ａに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
Ｄ：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

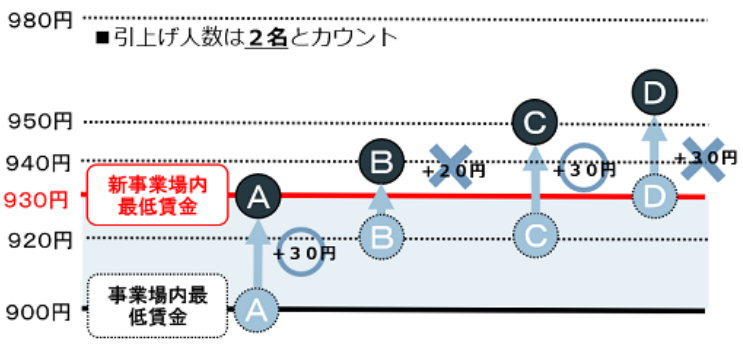

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後３か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②・③のみ）	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員７人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用３輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集　検索

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の
た事例を集めた冊子を作成しております。
業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ

PDF 生産性向上のヒント集（令和５年３月作成）［PDF形式：5,196KB］［5.1MB］

PDF 生産性向上のヒント集（令和４年３月作成）［PDF形式：7,312KB］［7.0MB］

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

→

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

→

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）

→

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

→

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

→

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

沖縄振興開発金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、沖縄振興開発金融公庫の最寄りの店舗にお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫
店舗情報

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（900円→950円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（905円→950円）を完了 → **対象！**

発効日の当日（10月１日）に事業場内最低賃金の引き上げ（905円→950円）を実施 → **対象外**

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金　検索

- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト　検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R５.８.31）

最低賃金引上げ等の環境整備のための支援策

沖縄県版支援パッケージ

～中小企業・小規模事業者の皆様、今すぐチェック！ぜひご利用ください～

（沖縄県最低賃金は、令和５年 10 月８日（日）から時間額８９６円が適用されます。）

最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策

業務改善助成金

① 業務改善助成金とは・・
事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

② 対象事業者・申請の単位
・中小企業、小規模事業者であること
・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内であること
・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
・申請期限は、令和6年1月 31 日まで（事業完了期限 令和6年2月 28 日）
詳しくは、下記 QR コードから内容をご覧ください。

事業内最低賃金の引き上げ ＋ 設備投資等（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） ▶ 業務改善助成金を支給

業務改善助成金の申請方法等、詳しくはコールセンターまたは HP でご確認ください。
コールセンター ☎ 0120-366-440 8:30～17:15（平日のみ）
厚生労働省 HP

業務改善助成金 検索

キャリアアップ助成金【賃金規程等改正コース】

この制度は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。（当コースは、有期雇用労働者等の基本給の賃金規程等を３％以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成。）

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が3％以上5％未満の場合、中小企業5万円(大企業3万3000円)
1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が5％以上の場合、中小企業6万5000円(大企業4万3000円)
1年度1事業場あたりの支給申請上限人数は、100人

⇒詳しくは、助成金センター ☎098-868-1606 8:30～17:15（土日祝日を除く）

事業再構築補助金

従業員の賃金を引き上げたい事業者向けの支援に加え、大幅な賃金アップで

企業成長を目指す事業者支援が充実しました。

類型	最低賃金枠	成長枠	グリーン成長枠	
			エントリー	スタンダード
対象	**最低賃金引上げの影響**を受け、その**原資の確保が困難な事業者**	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者	
補助上限	最大 1,500万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)
補助率	3/4	1/2（**大規模な賃上げ**達成で2/3へ引上げ） 【補助率引上要件】 事業終了時点で①**給与支給総額＋６%以上**、②**事業場内最低賃金＋45円**		

賃上げ等へのインセンティブ

○**大規模賃金引上促進枠**：上限3,000万円上乗せ

その他各種枠組みも設けております。詳しくは、下記または HP でご確認ください。

【第 11 回公募情報】
公募開始：令和5年8月 10 日(木)
申請受付：令和5年9月上旬～中旬(予定)
公募締切：令和5年 10 月6日(金)18:00

【事業再構築補助金事務所コールセンター】
ナビダイヤル：0570-012-088
IP 電話用：03-4216-4080
受付時間：9 時～18 時（日・祝日を除く）

【事業再構築補助金HP】

小規模事業者持続化補助金【賃金引き上げ枠】

賃金引き上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施します。

- **補助上限：200 万円**
- **補 助 率：2/3【赤字事業者は 3/4 に引き上げ】**

※賃金引き上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を 3/4 に引き上げるとともに優先採択のための加点を実地します。

詳しくは、下記または HP でご確認ください。

【商工会地区】 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ **※事業場所在地の各商工会へ**
【商工会議所地区】 https://r3.jizokukahojokin.info/ **<補助金事務局>03-6632-1502**
【チラシ】 https://seisansei.smrj.go.jp/qk83jv00000000hv-att/20230724_jizokuka.pdf

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援します。

・補助金額：100 万円～　最大 1,250 万円

・補助率：2/3

詳しくは下記または HP でご確認ください。

⇒<補助金 HP>　https://portal.monodukuri-hojo.jp/

⇒ものづくり補助金事務局サポートセンター　☎050-8880-4053　10:00～17:00(土日祝日を除く)

ものづくり補助金HP

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金（IT 導入補助金）

業務の効率化や DX の推進、セキュリティ対策のための IT ツール等の導入費用を支援します。

<詳細>（赤字は令和４年度第２次補正予算での拡充点です）

枠/類型	通常枠		デジタル化基盤導入枠（インボイス対応に活用可能！）					セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	商流一括インボイス対応類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助事業者	中小企業・小規模事業者等		大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助額	5万円～150万円未満 下限を引下げ	150万円～450万円以下	インボイス対応済の受発注ソフト	会計・受発注・決済・ECソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費(※1)（上記(1)以外の経費）50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
			～350万円	50万円以下 下限を撤廃！	50万円超～350万円	～10万円	～20万円		
補助率	1/2以内		2/3以内	1/2以内	3/4以内	2/3以内(※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分(期間を長期化))、導入関連費		クラウド利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費					サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分)(※3)

（※1）消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

（※2）補助金額 50 万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については 3/4、50 万円超については 2/3。

（※3）(独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

※詳しくは、下記または HP でご確認ください。

<問い合わせ>

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター

☎ 0570-666-376　9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

<補助金 HP>　https://it-shien.smrj.go.jp/

【IT 導入補助金 HP】

働き方改革推進支援資金（中小企業資金）

① 融資制度（中小企業向け）

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を支援する制度です。

② 支援内容

ご融資の限度額　　中小企業資金　7億2000万円

ご返済期間　　設備投資　20年以内(うち据置期間2年以内)

　　運転資金　　7年以内(うち据置期間2年以内)

③ 問い合わせ先

対象者の要件等については、下記「ご利用の窓口」までお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫

・本店	融資第二部	中小企業融資第一班	☎098-941-1785
		中小企業融資第二班	☎098-941-1795
・中部支店		業務第一課・第二課	☎098-989-6604
・北部支店		業務課	☎0980-52-2338
・宮古支部		業務課	☎0980-72-2446
・八重山支店		業務課	☎0980-82-2701

HP：https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph./r5_tyusyou.pdf

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例

① 金利優遇制度

ひとり親家庭の就労支援、雇用の維持又は拡大、従業員の処遇改善及び人材育成に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

② 支援内容

特例の対象となる

要件に応じて、貸付利率を最大 0.5％まで控除

③ お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店	融資第二部	中小企業融資第一班	☎098-941-1785
		中小企業融資第二班	☎098-941-1795
・中部支店		業務第一課・第二課	☎098-989-6604
・北部支店		業務課	☎0980-52-2338
・宮古支部		業務課	☎0980-72-2446
・八重山支店		業務課	☎0980-82-2701

HP：中小資金 https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph./r5_tyusyou.pdf

生産資金 https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph./r5_seigyou.pdf

認証制度・相談支援等

沖縄県所得向上応援企業認証制度

支援の概要

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証します。

① 認証式やシンポジウム等を通じて認証企業を PR します。
② 認証企業は、制度のマークを使用することができ、求人者や取引先等に認証企業であることを PR することができます。
③ 認証企業に対して、奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。

詳細は、下記または HP でご確認ください。

沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課

☎ 098-894-2030

〈HP〉

https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/marketing/ninshoseido/index.html

沖縄働き方改革推進支援センター

●社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料で対応します。
●企業への訪問相談サービスも行っています。
●相談対応例 ： 賃金引き上げの環境整備、人材確保、人材育成、同一労働同一賃金 等々

詳しくは、下記または HP でご確認ください。

☎ 0120-420-780　9:00～17:00 ※年末年始を除く。

〈HP〉 https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/

〈メールアドレス〉 soudan@srokinawa.com

【沖縄労働局委託事業】（委託先：沖縄県社会保険労務士会）

沖縄県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、中小企業、小規模事業者等からの経営上のあらゆる相談に応えるため、国が全国 47 都道府県に設置している無料の経営相談所です。

詳しくは、下記または HP でご確認ください。

〈連絡先〉 ☎ 098-851-8460

月～金 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 ※定休日：日曜・祝祭日

〈メールアドレス〉 contact@yorozu-okinawa.go.jp

〈HP〉 https://yorozu-okinawa.go.jp

【よろず支援拠点】

中小企業等経営革新強化支援事業

新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などの経営革新にチャレンジする中小企業の計画を承認し、支援する。計画の承認後は、政府系金融機関の低金利融資制度等の支援を活用することができる。

【問い合わせ先】
沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班　☎098-866-2343
公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援課　☎098-859-6237
沖縄県 HP：https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/dantai/sangyoshien/kakushintop.html
沖縄県産業振興公社 HP：https://okinawa-ric.jp/service/post-10.html

県内企業「稼ぐ力」強化人材育成事業

県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、産業人材の育成に取り組む企業への補助に加え、専門家による人材育成計画策定の支援等を実施する。

【問い合わせ先】
沖縄県商工労働部産業政策課　☎098-866-2330
HP：https://redeoki.com/

中小企業総合支援事業

支援の概要
中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供する。

事業一覧：窓口相談、専門家派遣、課題解決支援、離島支援
販路開拓、取引マッチング、情報提供

詳細は、下記または HP でご覧ください。
沖縄産業振興公社　（中小企業支援センター　☎098-859-6237）
HP：https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html

賃金引き上げ特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。
詳しくは、下記 QR コードから内容をご覧ください。

最低賃金特設サイト　検 索